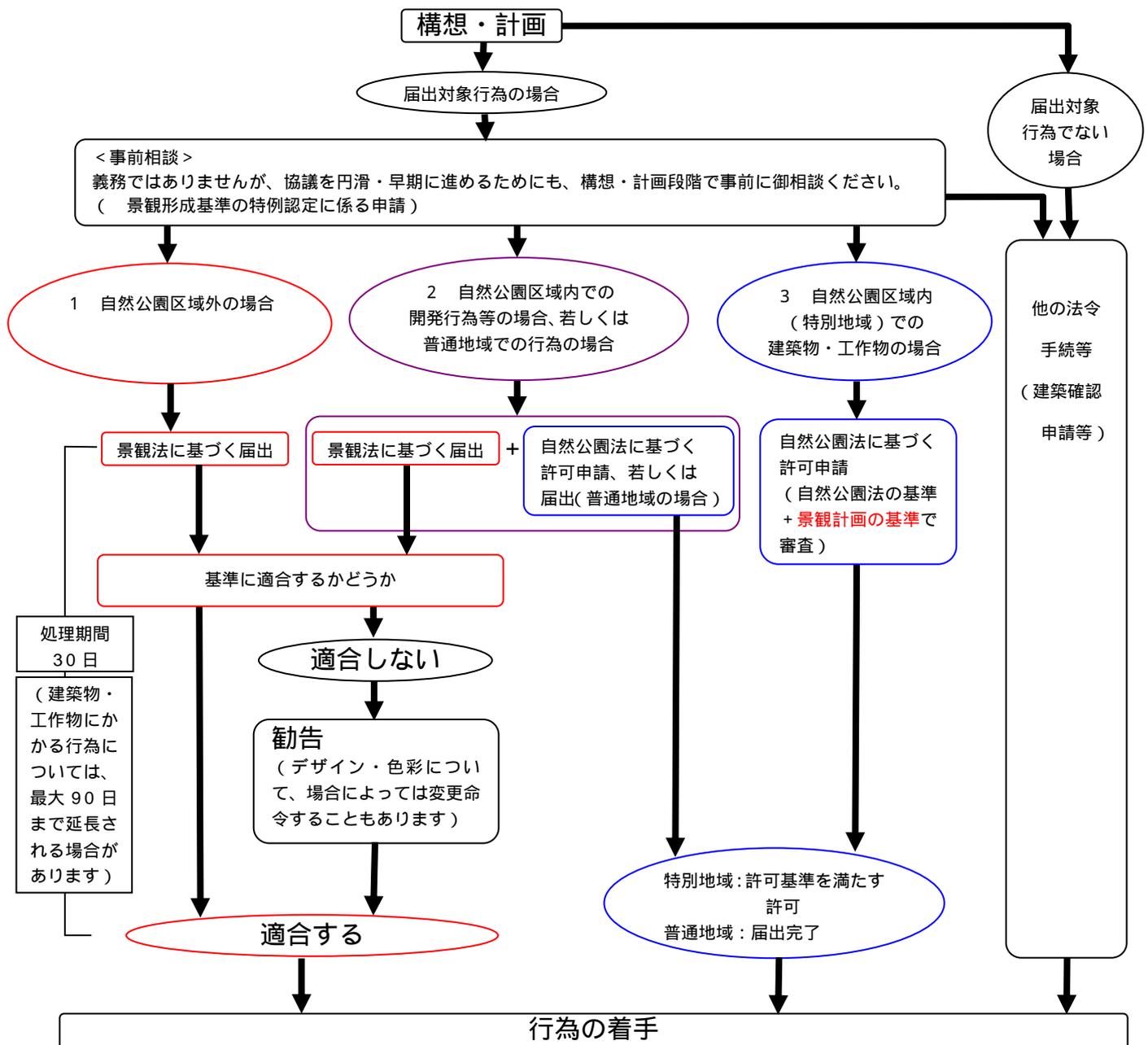


届出フロー

景観計画で定める一定規模以上の行為を行う場合は、あらかじめ景観法に基づく届出が必要です。手続をスムーズに進めるため、届出の前に、担当窓口で事前相談を行っていただくよう御協力をお願いします。計画が基準に適合している場合は、届出から30日（変更命令等について判断が必要な場合は最大90日）を過ぎれば行為の着手ができます。ただし、建築確認申請等、他の法令手続等が必要な場合は、それらの手続を併せて行ってください。



建築物及び工作物について、景観形成に支障がないと認められた範囲内において、審議会等の意見を聴いた上で、景観形成基準を適用しないことができる特例認定の規定を設けています。特例認定の申請については、事前相談の段階で御相談ください。

事前相談及び届出の窓口

事前相談及び届出先については、行為の対象となる場所及び行為の種類により下表のとおり異なります。

その他にも、他の法令に基づき届出、許可等が必要なものについては、景観法の届出に併せてそれぞれの窓口で手続きを行ってください。

対象行為別の手続先

1 建築物・工作物

	宮津市域	与謝野町域
自然公園区域外	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (特別地域)	< 自然公園法に基づく許可 > 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	< 自然公園法に基づく許可 > 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (普通地域)	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
	< 自然公園法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	< 自然公園法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所

景観法に基づく届出と自然公園法に基づく届出の両方の手続が必要

2 開発行為・土地の形質の変更・木竹の伐採・物件の堆積 水面の埋立て・特定照明

	宮津市域	与謝野町域
自然公園区域外	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (特別地域)	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
	< 自然公園法に基づく許可 > 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	< 自然公園法に基づく許可 > 京都府丹後土木事務所
自然公園区域内 (普通地域)	< 景観法に基づく届出 > 宮津市役所	< 景観法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所
	< 自然公園法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所 (事前相談は宮津市役所)	< 自然公園法に基づく届出 > 京都府丹後土木事務所

景観法に基づく届出と自然公園法に基づく許可の両方の手続が必要(注)

景観法に基づく届出と自然公園法に基づく届出の両方の手続が必要(注)

(注) 特定照明については、自然公園法に基づく許可又は届出は不要です。

- 1 手続窓口の連絡先は、巻末を参照してください。
- 2 自然公園区域については、巻末の参考資料「丹後天橋立大江山国定公園区域図」を参照してください。